

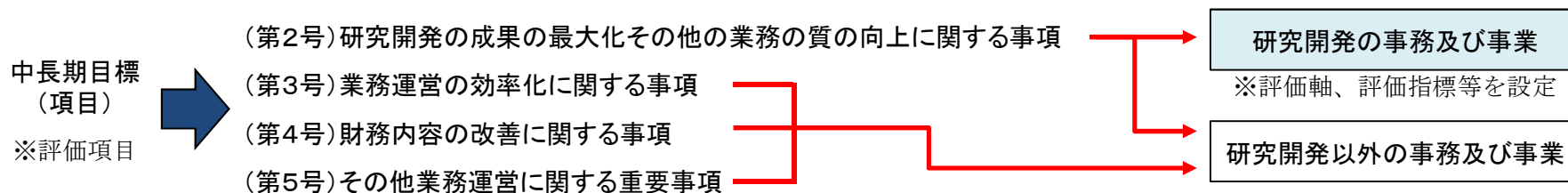
国立研究開発法人の中長期目標は「研究開発の成果の最大化」に関する事項を定めるとともに、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき策定することとされている。国立研究開発法人の中長期目標策定の主なポイントは以下のとおり(詳細は参考資料3を参照)。

## <国立研究開発法人の中長期目標>

○ **中長期目標の期間(通則法第35条の4第2項第1号)** 5～7年の期間を設定。

○ **中長期目標の項目の設定(通則法第35条の4第2項第2～5号)**

通則法第35条の4第2項第2号～第5号の事項について目標を設定。中長期目標を設定した項目を評価単位として評価を実施。



※「研究開発の成果の最大化」…国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」すること。

○ **研究開発の成果の最大化に関する事項(研究開発の事務及び事業に係る目標)**

① **「評価軸」の設定(「評価の視点」の設定)** 目標策定時に設定し、法人に提示。

・評価軸 ⇒ 科学的・技術的観点等を踏まえ設定する研究開発の事務及び事業に係る「評価の視点」。評価に当たっては、この「評価軸」を基本とし、定性的・定量的な観点から評価を実施。

② **「評価指標」と「モニタリング指標」の設定**

定量的な指標(論文発表数、論文被引用度等)が必ずしもアウトカムに直結するとは限らないため、目標に係る指標の設定においては「評価指標」と「モニタリング指標」を区分して設定。

・評価指標(評価・評定の基準とする指標) ⇒ 開発目標に係る技術仕様など

・モニタリング指標(正確な事実を把握するための指標) ⇒ ハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数など

# 国立研究開発法人の中長期目標について

## 独立行政法人通則法（抜粋） 改正後

### （中長期目標）

**第三十五条の四** 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

## 独立行政法人通則法（抜粋） 改正前

### （中期目標）

**第二十九条** 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。